

介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの改正について

平成29年2月20日高齢介護課

介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスを持続可能なものとするため、予防給付型及び基準緩和型サービスの基準及び単価の一部を改正します。

1 改正の内容

(1)	予防給付型サービスの対象者は、入浴などの身体介助が必要な人、又は緩和型サービスで必置としない専門職によるケアが必要な人に限定する。
(2)	基準緩和型サービスに加算を追加し、配置人員やサービス内容に応じた報酬体系とする。
(3)	要支援者等の自立支援のために必要なサービスのほかに、利用者が希望する場合に、延長や追加のサービスを自費負担により提供することができる。

2 秦野市高齢者保健福祉推進委員会への諮問・答申

- (1) 平成29年2月6日、改正内容について諮問。
- (2) 同月7日付けで、「妥当なものとする」と認める旨の答申を受理。

3 予防給付型サービス利用の限定

(1) 予防給付型サービスを利用できる人

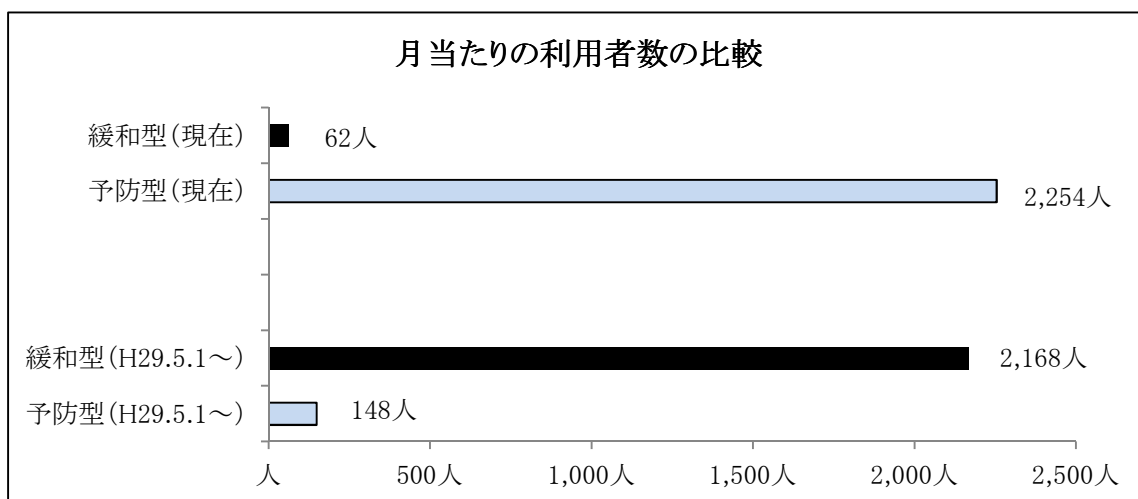
- ア 入浴などの身体介助が必要な人
- イ 生活相談員又は看護職員によるケアが必要な人

(2) サービスごとの対象者数の見込み

- ア 平成29年2月、各地域高齢者支援センターにおいて、通所型サービス利用者のアセスメントを実施。
- イ 月当たりの利用対象者数は次のとおり。

区分	利用サービス	定員枠	対象者数	
要介護者	通所介護	24,520人	20,021人	
要支援者等	予防給付型	(6,375人)	148人	2,316人
	基準緩和型	3,740人	2,168人	

ウ 利用者数の比較（現在・29年5月1日）



(3) サービス変更の手続き

ア 利用サービスの変更日は、平成29年5月1日とする。

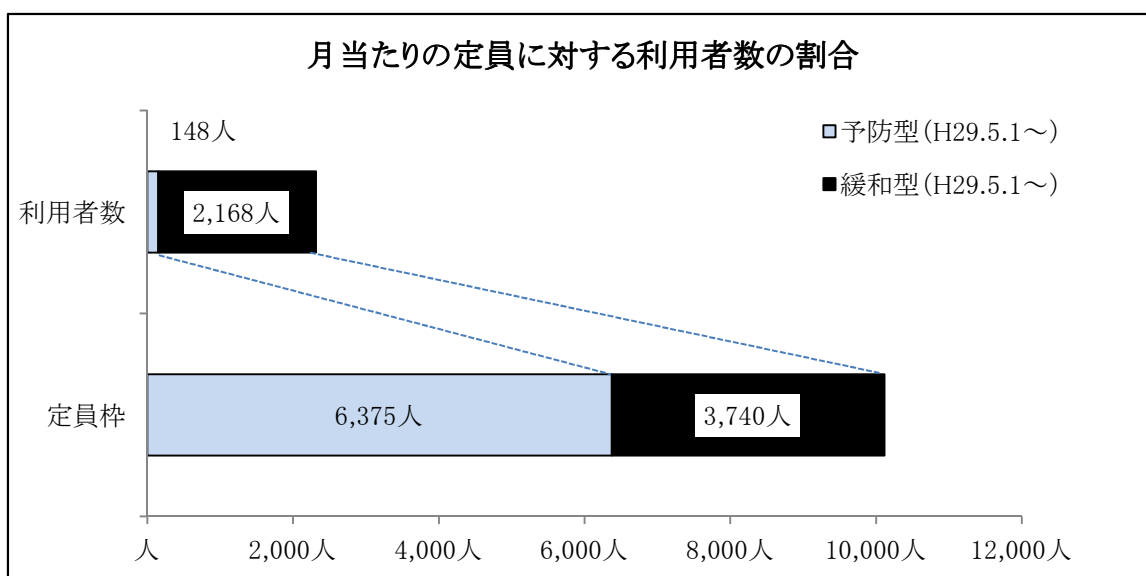
イ 変更期間は、説明会終了後から平成29年4月30日まで。

ウ 利用サービスの変更が生じる人に、順次説明を開始し、同意を得てケアプランを変更する。

エ 本改正に伴うサービスの変更は、サービス担当者会議を省略可とする（ただし、事業所の変更がある場合を除く）。

オ 予防給付型の対象者は、平成29年3～4月、ケア会議を開催し決定。基準緩和型サービスへの移行が困難とアセスメントされた人について、適切な利用サービスの選定協議を行う。

(4) 月当たりの定員に対する利用者数の割合



(5) 基準緩和型サービス参入意向調査の結果 (H29.2.20 現在)

※ 調査対象＝本市利用者に通所型サービスを提供する 55 者

	市内業者	市外業者	合計
参入済	12 者	0 者	37 者
29 年度参入予定	22 者	3 者	
参入しない	6 者	0 者	6 者
検討中・回答無・調査中	6 者	6 者	12 者
合計	46 者	9 者	55 者

(6) 移行スケジュール

	29 年 2 月	29 年 3 月	29 年 4 月	29 年 5 月
利用者アセスメント	●			
説明会	●			
事業所の指定	●	●	●	
ケア会議		●	●	
利用者への説明		●	●	
利用サービスの変更				●

4 基準緩和型サービスの加算の種類及び単位

(1) 新たに追加する加算

ア 原則、介護予防通所介護に適用されている加算の種類及び単位を採用。

イ 選択的サービス複数実施加算は、国が設定した上限単位を超えない範囲で独自に設定。

ウ 事業所評価加算は、総合事業の対象外のため、採用しない。

加算の種類	基準緩和型	(参考) 介護予防通所介護
運動器機能向上加算	225 単位	225 単位
栄養改善加算	150 単位	150 単位
口腔機能向上加算	150 単位	150 単位
選択的サービス複数実施加算	(I) 300 単位 (II) 350 単位	(I) 480 単位 (II) 700 単位
生活機能向上グループ活動加算	100 単位	100 単位
若年性認知症利用者受入加算	240 単位	240 単位

事業所評価加算			なし	120 単位
サービス 提供体制 強化加算	(I)イ	週 1 回利用	72 単位	72 単位
		週 2 回利用	144 単位	144 単位
	(I)ロ	週 1 回利用	48 単位	48 単位
		週 2 回利用	96 単位	96 単位
	(II)	週 1 回利用	24 単位	24 単位
		週 2 回利用	48 単位	48 単位

(2) 単位を変更する加算

ア 処遇改善加算は、基本サービス費の月額報酬単位に加算率を乗じた単位とする。

イ 加算率は、平成29年度介護報酬改定による介護職員処遇改善加算率を採用。

加算の種類			基準緩和型	(参考) 介護予防通所介護
処遇改善 加算	(I)	週 1 回利用	<u>77 単位</u>	
		週 2 回利用	<u>157 単位</u>	
	(II)	週 1 回利用	<u>56 単位</u>	(I) 所定単位の 40/1000
		週 2 回利用	<u>114 単位</u>	
	(III)	週 1 回利用	<u>30 単位</u>	(II) 所定単位の 22/1000
		週 2 回利用	<u>61 単位</u>	
	(IV)	週 1 回利用	<u>27 単位</u>	(II) の 90/100
		週 2 回利用	<u>55 単位</u>	
	(V)	週 1 回利用	<u>24 単位</u>	(II) の 80/100
		週 2 回利用	<u>49 単位</u>	

(3) 加算の算定基準

基準緩和型サービスの人員基準で実施する場合でも算定できる基準とする。

(4) 基準緩和型サービス支給費の上限

基準緩和型サービス支給費（基本サービス費と加算の合計）は、予防給付型サービスの基本サービス費を上限とする。

(例) 週 1 回利用・1 割負担の場合 【上限単位 1,647 単位】

		単位数	単位合計	コード	単位合計	コード
週 1 回 利 用	基本サービス費	1,297	1,599	1001	1,671	<u>上限コード</u> 1071
	運動器機能向上	225		1025		
	処遇改善(I)	77		1051		
	サービス体制強化 I イ	72				

(5) 加算の届出方法・提出期限

ア 処遇改善加算以外

- ・加算算定開始月の前月 15 日までに、郵送で市へ届出。
- ・届出様式等は、市ホームページからダウンロード（準備中）。

イ 処遇改善加算

- ・平成 29 年 4 月 15 日までに計画書等を市に提出。
- ・計画書の書式等は、国から示され次第、通知。

5 請求コードの改正

(1) 基準及び単価の見直しに伴い、請求コードを改正する。

種別	請求コード	変更点
予防給付型	A 6	従来の A 6 コードのうち、緩和型サービスのコード（1311～9019）は使用しない。
基準緩和型	A 7 【全改正】	従来の A 7 コードはすべて破棄。新しい A 7 コードを使用。

- (2) A 6 コードは、現行のまま変更なし。平成 29 年 4 月以降、使用しないコードがあるのみ。月遅れ請求が発生した場合に使用。
- (3) 新しい A 7 コードの CSV ファイルは、市ホームページに掲載（国保連審査中。別途通知予定）。
- (4) 新コードは、平成 29 年 4 月利用分（5 月審査分）から使用可。

6 改正内容に対する事業者からの主なご意見

予防型の対象限定	賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・予防型の制限は当然。期限を決めて実施してほしい。 ・対象者の選定基準を明確にしてほしい。 ・区分の見直しにより適切に運営されることを希望する。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・日中独居、リハ専門職の介入が必要な場合も検討してほしい。
	要望	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への周知は、保険者が責任をもって行ってほしい。 ・混乱が起きないように時間をかけて実施してほしい。
緩和型の加算追加	賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい運営であり現行と変わらぬ加算を希望する。 ・通所介護と一体で実施しない場合にもとれるようにしてほしい。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・加算をとるための書類作成等が大変である。 ・加算があっても影響はない（もともととっていないため）。
	要望	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間サービス、入浴加算の追加を検討してほしい。 ・資格要件なし（一定の研修受講）で加算OKとしてほしい。
緩和型の自費枠	賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・自費可能になれば、より多様なサービス提供可となる。 ・利用者、家族が理解されれば問題ない。
	反対	<ul style="list-style-type: none"> ・自己負担を増やすと緩和型の利点がなくなる。 ・ケアマネジメント上不要な自費サービスを設定する必要はない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自費サービスの提供は、人的・時間的に無理である。
	要望	<ul style="list-style-type: none"> ・自己負担枠を検討中。設定金額の目安があるとよい。

7 資料

- (1) 高齢者保健福祉推進委員会答申書（写し）
- (2) 基準緩和型サービスの加算の種類、算定基準及び単位一覧表
- (3) 請求コード【A7】（案）全改正版、【A6】削除部分抜粋